



各 位

平成21年（2009）年5月21日

東京都品川区東品川2丁目4番11号  
株式会社JALUX（ジャルックス）  
代表取締役社長 岡崎 俊城  
（東証1部 コード番号：2729）  
お問い合わせ先 経営企画部長 城島 義之  
（TEL 03-5460-7233）

### 役員退職慰労金制度の廃止および株式報酬型ストックオプションの導入に関するお知らせ

当社は、平成21年5月21日開催の取締役会において、経営改革の一環として役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度の廃止と、株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の導入を平成21年6月19日開催予定の当社第48回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 目的

本目的は、経営改革の一環として役員報酬制度を見直し、役員の業績向上と企業価値増大への貢献をより強固なものとし、経営の透明化および責任の明確化を進めるとともに、株主重視の経営意識向上を図るものであります。

##### 2. 内容

###### （1）役員退職慰労金制度の廃止

従来の役員退職慰労金制度を本年6月19日開催予定の当社定時株主総会をもって廃止し、当該定時株主総会によって再任される取締役ならびに株主総会後も引き続き在任する監査役について、在任期間に応じた退職慰労金の打ち切り支給を行うこと、ならびに当該定時株主総会終結の時をもって退任される取締役について退職慰労金を贈呈する旨の議案を、本年6月19日開催予定の当社第48回定時株主総会に付議いたします。

なお、打ち切り支給の時期につきましては、各人が取締役、監査役および執行役員のいずれをも退任した時とする予定でございます。

###### （2）株式報酬型ストックオプションの導入

当社は、上記のとおり、取締役に対する報酬制度に関して、退職慰労金制度を廃止し、当社の業績と株式価値との連動性をより一層強固なものとし、取締役の中長期に継続した会社業績や株式価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるとともに、当社株主との利害の共通化を図り、当社の企業価値の一層の増大を図ることを目的として、株式報酬型ストックオプションを新たに導入するものです。

ここでいう株式報酬型ストックオプションとは、株式1株当たりの行使価額を1円とする新株予約権を割り当てるものであります。新株予約権の割当に際しては、新株予約権の払込金額を公正な価額として、新株予約権の割当を受ける取締役に対して払込金額と同額の報酬を付与し、当該新株予約権の払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬請求権をもって相殺することにより、新株予約権を取得させることといたします。

そこで、上記の取締役の報酬額とは別枠として、当社の社外取締役を除く取締役に対する後記内容のストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を年額32百万円以内（執行役員兼務取締役の執行役員分報酬を含み、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）とする旨の議案を、本年6月19日開催予定の当社第48回定時株主総会に付議いたします。

なお、同定時株主総会において、上記議案をご承認いただいた後、当社取締役会の決議により、上記金額の範囲内において、後記内容のストックオプションとしての新株予約権を発行することとします。

#### [ストックオプションとして発行する新株予約権の内容]

##### (1) 新株予約権の総数

新株予約権の総数250個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

##### (2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、本議案の決議日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

また、上記の他、決議日後、当社が合併、会社分割または株式交換を行う場合およびその他これらの場合に準じて付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

当社普通株式25,000株を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数を上限とする。

##### (3) 新株予約権の払込金額（発行価額）

新株予約権1個当たりの払込金額（発行価額）は、新株予約権の割当日におけるブラックショールズモデル等の公正な算定方法により算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会で定める額とする。

また、割当てを受ける者が、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬請求権と新株予約権の払込金債務とを相殺する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から 30 年以内の範囲で、当社取締役会で定める期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から 10 日間以内（10 日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができるものとする等、その他の新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(8) 新株予約権のその他の内容等

新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(ご参考)

本議案による当社取締役に対するストックオプションとしての新株予約権（1 事業年度につき上限 250 個）のほか、当社の執行役員（執行役員を兼務している取締役を除く。）に対して、本定時株主総会の日の翌日以降、当社取締役会が相当と判断する個数の本議案と同一内容の株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を、当社取締役会の決議により発行する予定であります。

以上